

令和5年4月1日

保護者の皆様へ

十津川村教育委員会  
十津川村立小・中学校

### 気象警報発表時等の措置について（お知らせ）

平素は、本村教育活動の推進にご理解・ご支援を賜り、誠にありがとうございます。  
さて、気象警報等が発表された場合は、お子様の安全を第一に考え、下記のとよりの措置をとります。ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

#### A. 臨時休校措置をとるとき

##### ☆それぞれ午前6時30分の時点で

1. 下記の地域にいずれかの警報（大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雨）が発表されたとき

奈 良 県	○全域
	○南部
	○南西部
	※野迫川村などに警報が発表されていても、十津川村を含まなければ該当しません。
	○十津川村

2. 通行規制で交通機関が運行できないとき（雨量規制・崩土等）

- ◆国道168号が雨量規制通行止めとなった場合
  - ・役場から北・南を問わず、国道168号が雨量規制通行止めとなった場合は、村内の小・中学校は全て休校とします。
- ◆国道425号や県道等が雨量規制通行止めとなったとき
  - ・各学校で対応が異なります。対応については、その都度、学校から緊急連絡網等でお知らせします。
- ◆崩土が発生した場合
  - ・各学校で対応が異なります。対応については、その都度、学校から緊急連絡網等でお知らせします。

#### ◆登校前の場合

1. 午前6時30分現在、気象警報及び通行規制が発表中のときは、原則臨時休校とします。
2. 臨時休校とする場合は、学校から緊急連絡網等でお知らせします。気象情報や防災とつかわ等の情報もご確認ください。

#### ◆登校途中、登校後の場合

登校途中、登校後に警報などが発表された場合は、学校から連絡いたします。

#### B. 自宅待機措置をとるとき

- ◎天気予報などの気象情報や道路管理者等の情報から、午前6時30分以降に天気等が回復する状況で、午前9時を目処に登校バスが再開することが見込まれる場合（警報、雨量規制等が解除されると見込まれる場合）、この措置をとることがあります。
- ◎上記の場合、緊急連絡網等によりお知らせしますので、安全に十分注意して児童・生徒に登校させてください。（早めの情報収集と家庭への連絡に努めます。）

以上、安全を第一に考えて対応していきたいと考えていますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

このお知らせを保管、又は見やすいところに貼っていただきますようお願いいたします。

※学校からの「緊急連絡等のお知らせ」は、マチコミで行っています。毎月1日にテストメールを配信し、開封確認を行っています。メールが届いていない場合は、学校（十津二小 64-0022）までお知らせください。